

# 晴陵リハビリテーション学院

## 学則細則

(目的)

第1条 この細則は、晴陵リハビリテーション学院学則（以下「学則」という。）の実施細則を定めることを目的とする。

(評価を受ける資格)

第2条 次の各号の1に該当する者は評価を受けることができない。

- 1 講義にあつては、当該教科の出席時数が授業時数の3分の2に達しない者
- 2 実習にあつては、当該施設の出席日数が実習日数の5分の4に達しない者
- 3 追・再試験においては、特別試験受験願を提出して許可を得ていない者

(評価基準)

第3条 各科目の成績評価は、100点を満点とし60点以上を合格とする。

- 2 再試験の点数は、結果が60点を超える場合も60点とする。
- 3 学業成績は必要がある場合、次の区分により標語で記す。

標語	基準
優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	60点未満

附 則

- 1 この細則は、平成7年4月1日より施行する。